



三菱地所がアーバンライフ<8851>株式の大量保有報告書を提出



アーバンライフ<8851>について、三菱地所が9月5日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「提出者1は発行者の完全子会社化を目的とした重要提案行為等を行うことを予定しております。提出者1は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第2編第2章第4節の2の規定により、発行者の株主（発行者及び提出者1を除きます。）の全員に対し、その所有する発行者の普通株式の全部を売り渡すことを請求し、これを取得する予定です。」によるもの。

報告書によると、三菱地所のアーバンライフ株式保有比率は、96.76%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2018年9月4日。